

一宮市・尾西市・木曽川町 合併協議の状況報告書

平成15年12月末現在



● はじめに	1	● 合併後の私たちのくらし	5~22
● 新市の概況	1	● 新市建設の基本方針	23・24
● 人口の現状・見通し	2	● 新市の施策	25~28
● 合併の必要性	3・4	● 財政推計	29~31
● 合併協議のしくみ	3・4		

はじめに

少子高齢化、地方分権など地域を取り巻く諸情勢がめまぐるしく変化する中で、私たち地方自治体としても、この難しい時代を乗り切っていく必要があります。とりわけ、福祉、教育など様々な分野で住民の皆様方へのサービスを持続的に提供していくためには、自らの行政能力や財政基盤など足腰を強くしていかなければなりません。

私たち市町を預かる者として、その一つの手法として合併を選択することとし、平成15年7月に合併協議会を立ち上げ、約半年間にわたり、望ましい合併の姿について、住民代表の皆様方を交え精力的に検討してまいりました。

協議が必要な項目は極めて多岐にわたるため、すべての協議が整ったわけではありませんが、住民の皆様方に関わる主要な事項は、委員の皆様方のご努力のおかげをもちまして、ほぼ大まかな方向が見えてまいりました。

ここに、住民の皆様方に現段階での協議の概要をご報告申し上げるとともに、ご意見を頂戴し、今後の合併協議に活かしてまいりたいと考えています。いうまでもなく、合併は住民の皆様一人ひとりに関わる重要な事項です。是非この機会に、合併についてご关心をお持ちいただくとともに、この地域として進むべき方向について、ご意見をいただければ幸いです。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会

会長 一宮市長 谷 一夫

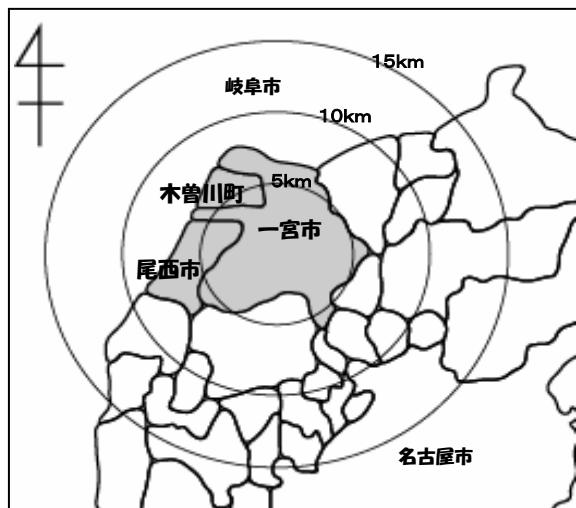
副会長 尾西市長 丹羽 厚詞

副会長 木曽川町長 山口 昭雄

新市の概況

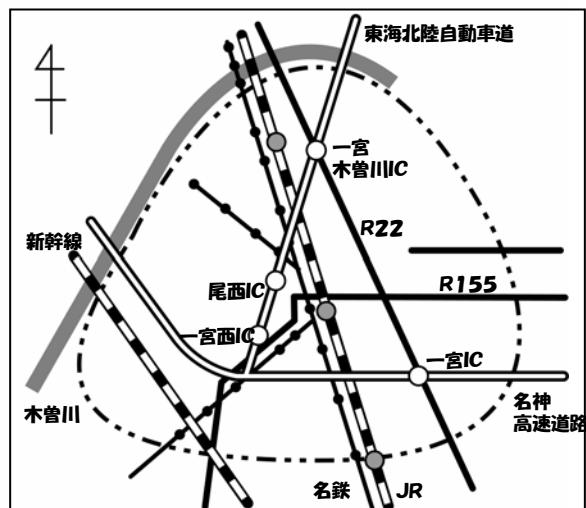
位置・地勢

濃尾平野のほぼ中央、愛知県の北西部、名古屋市と岐阜市の中間に位置し、地勢的にはきわめて平坦な地形を持ちます。2市1町の北西は、延長約18kmにわたって木曽川に接し、恵まれた自然環境と良好な立地条件を有する地域です。



交通基盤

鉄道（JR・名鉄）、高速自動車道（名神高速道路、東海北陸自動車道）のインターチェンジが立地し、広域交通の結節点にあります。





人口の現状・見通し



人口の見通し

2市1町の人口は約36万人（平成12年国勢調査）で、平成7年と比べて2.5%の増加となっています。合併5年後の平成22年の約37万人をピークに減少に転じる見込みです。



年少人口

15歳未満の人口は、平成2年の6.3万人（18.2%）から平成12年には5.7万人（15.6%）に減少しています。さらに、平成32年には4.5万人（12.3%）まで減少し、少子化の進展が見込まれます。



老人人口

65歳以上の高齢者は増加傾向にあり、人口に占める割合は、平成12年の14.7%から平成32年には26.9%に上昇し、超高齢社会の到来が見込まれます。



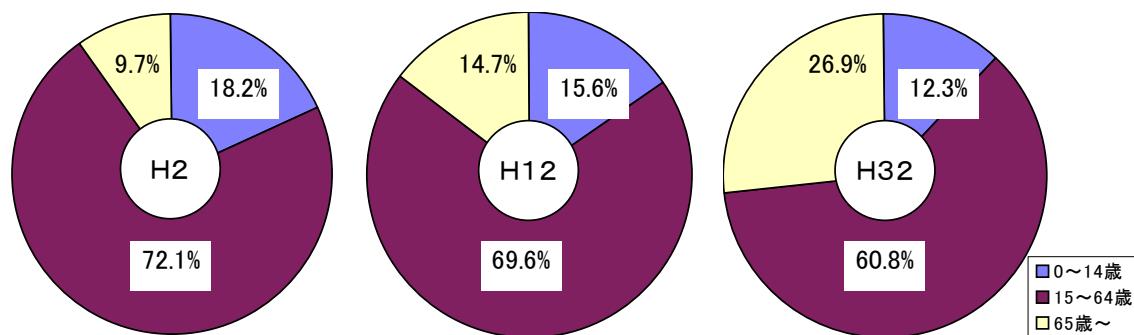
2市1町の人口の推移と今後の見通し

2市1町合計

年		H2	H7	H12	H17	H22	H27	H32
人口	0～14歳	62,890	57,320	56,730	56,466	54,353	49,567	44,814
	15～64歳	250,149	254,769	252,633	245,397	235,852	225,759	220,856
	65歳以上	33,597	41,890	53,174	67,056	80,844	93,645	97,645
	うち75歳以上	13,044	15,977	19,774	25,849	33,688	42,745	51,362
総人口		346,972	353,999	362,726	368,919	371,049	368,971	363,315
構成比	0～14歳	18.2%	16.2%	15.6%	15.3%	14.6%	13.4%	12.3%
	15～64歳	72.1%	72.0%	69.6%	66.5%	63.6%	61.2%	60.8%
	65歳以上	9.7%	11.8%	14.7%	18.2%	21.8%	25.4%	26.9%
	うち75歳以上	3.8%	4.5%	5.5%	7.0%	9.1%	11.6%	14.1%

資料：総務省「国勢調査」等

注) 年齢不明は除く。平成2～12年は実績値。平成17～32年は、コーホート要因法による推計値。



合併の必要性

少子・高齢化への対応

●少子・高齢化の進展に伴い、税収の減少など財政の悪化が見込まれる一方、医療・福祉等のサービスへのニーズが高まることが見込まれます。

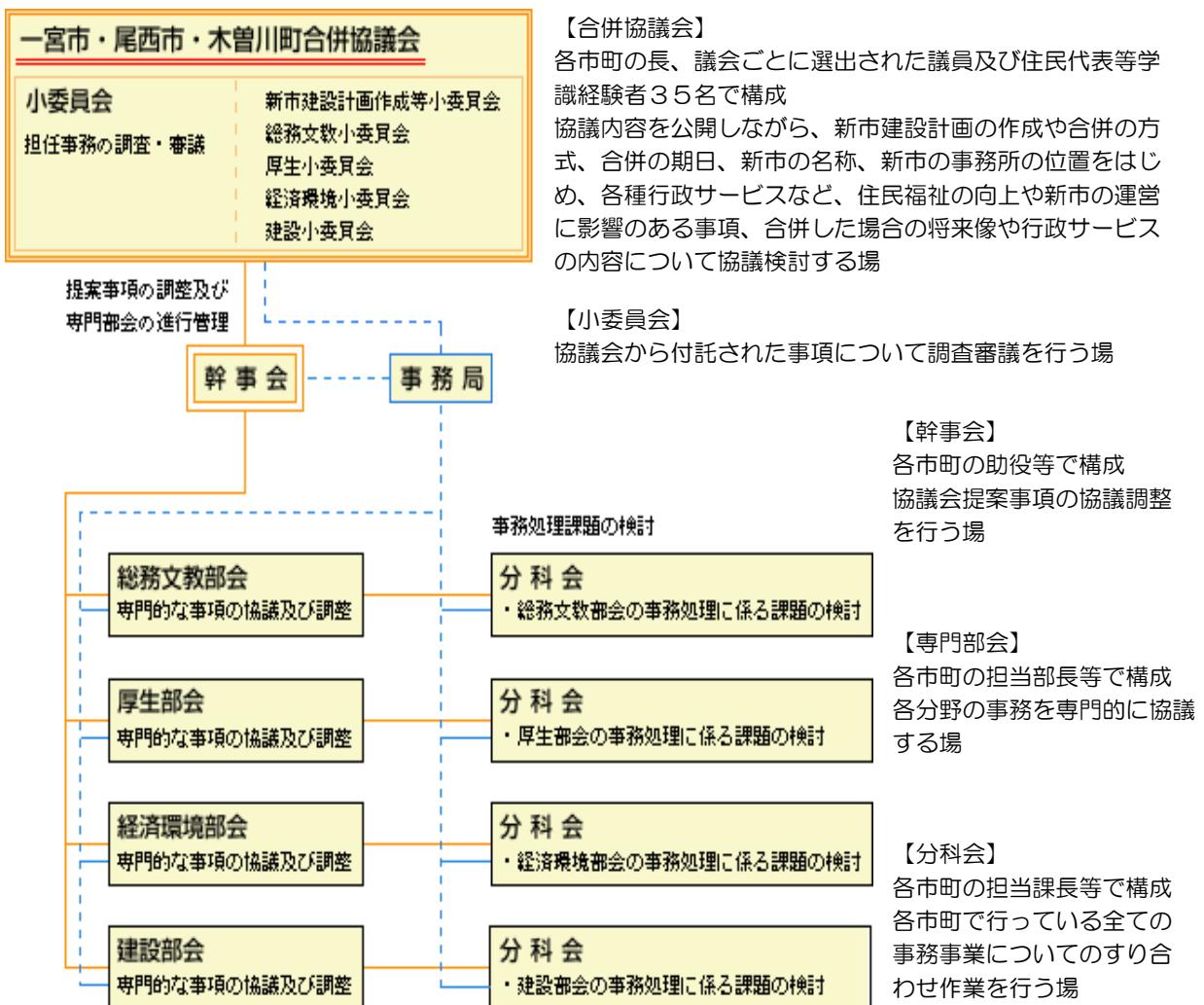
日常生活圏の拡大への対応

●交通・情報手段の発達などによって、通勤・通学や買い物、通院など、住民の日常生活の行動範囲は、現在の市町村の区域を越えて拡がっています。

これに伴い、現在の市町村の区域を越えた行政サービスの提供や、効率的な公共施設の配置、広域的なまちづくりなどが求められています。

合併協議のしくみ

合併協議会組織図



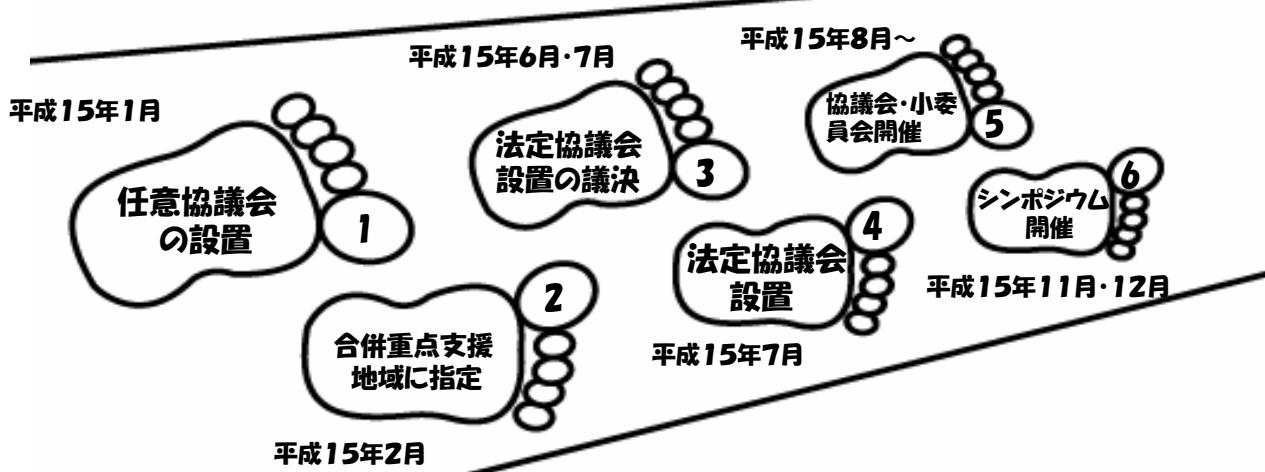
○ 地方分権への対応

- 地方分権が進むなか、住民に最も身近な市町村が主体となって、きめ細やかな行政サービスの提供や個性豊かなまちづくりを行うことが求められています。
- 福祉、環境問題、情報化などの新たな課題や、多様化する住民ニーズに対応するためには、より専門的な知識や技術を持った職員が必要となります。

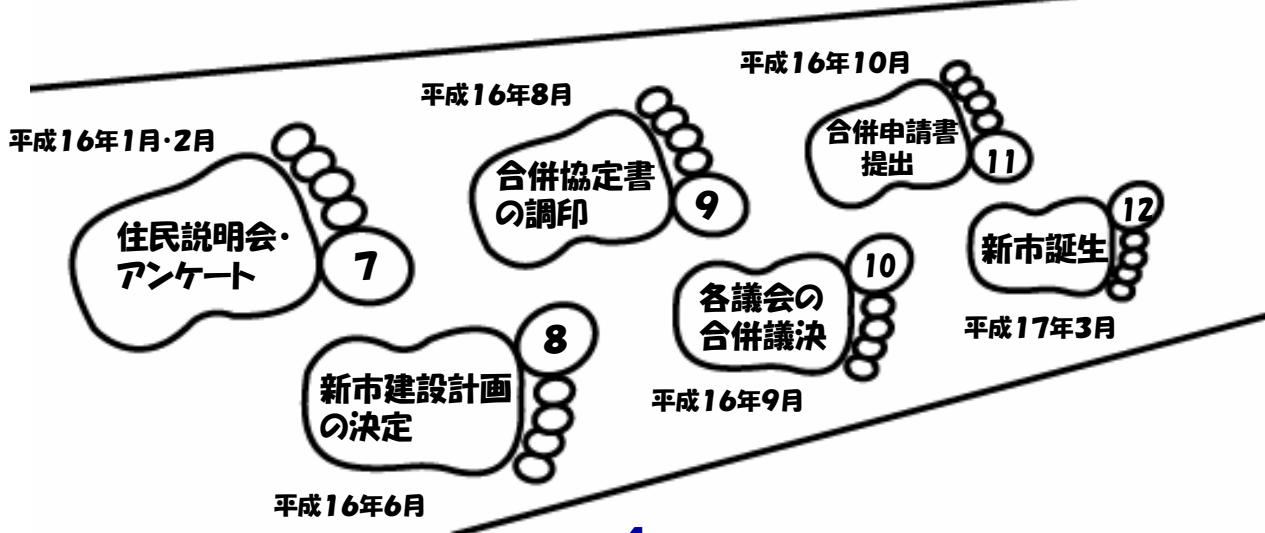
○ 厳しい財政状況への対応

- 今後の経済の大幅な成長が難しく、少子・高齢化の進展により、ますます財政状況が厳しくなるものと予想されるなか、行政サービスを安定的に提供していくためには、行政の効率化を図っていくことが急務となっています。

○ これまでの歩み



○ 今後のスケジュール（予定）



合併後の私たちのくらし

1 基本的な事項

合併の方式

「対等合併・編入方式」とします。



合併の期日

平成17年3月を目指とします。



新市の事務所の位置

- ・一宮庁舎（本庁）
 - ・尾西庁舎
 - ・木曽川庁舎
- として活用していきます。



新市の名称

いちのみやし
一宮市とします。公募により募集し、合併協議会で決定しました。
【応募総数】 2,624件
【名称の種類】 298種



地域審議会

合併後も地域住民の声を施策に反映させるために、現在の尾西・木曽川地区に設置します。

2 住民の負担

地方税 (P9参照)

○市町民税・固定資産税

合併後も標準税率を適用します。
(2市1町同率)



○法人税割

標準税率(12.3%)とし
尾西市の超過税率は合併時に廃止します。

○事業所税

事業所床面積1,000m²超え、または従業員数100人超えの事業所が課税されます。
※合併後5年間は事業所税は課税されません。

保育料 (P10参照)

○一宮市の保育料に合わせます。

※木曽川町については17年度から19年度にかけて増額分を段階的に調整します。

公立保育園	月曜日～金曜日	土曜日
通常保育	8:00～18:00	13:00まで
延長保育	7:30～19:00	17:00まで

給食費

○当面は現行のとおりとし、合併後一定期間内に調整します。

	一宮市	尾西市	木曽川町
小学校	192円/食	230円/食	240円/食
中学校	223円/食	260円/食	270円/食

上・下水道料金 (P11参照)

○水道料金

当面は旧市町の区域毎の料金体系のままとし、合併後2年以内に統一します。なお、その際に、メーター使用料を廃止します。

○水道加入金

一宮市の基準に合わせ、権利の取扱いは、合併後1年以内に調整します。

○給水申込みに伴う工事負担金

840,000円を超えた額

○下水道使用料

当面は旧市町の区域毎の使用料体系のままとし、合併後2年以内に統一します。

○下水道受益者負担金

協議中



● 主な使用料・手数料

- 施設の使用料は、原則として現行のとおりとします。
- 住民票の写し 1通 200円
- 印鑑登録証明 1通 200円
- 戸籍謄本・抄本 1通 450円
- 住民基本台帳カード 1件 500円
- 所得証明 1通 200円

● 公営住宅 (P12参照)

- 家賃は17年度については現行のとおりとし、その後3年間で規定額の基準に統一します。



● 3 住民サービス

保健・福祉関係

● 介護保険 (P12参照)

保 険 料	34,600円 保険料基準額(第3段階)
納 期	8期(7月～2月)
給 付	現行のとおり

● 乳幼児医療 (P14参照)

- 就学前までの入・通院医療費は無料となります。



● 国民健康保険 (P13・14参照)

- サービスの均一化や負担の公平に留意し、速やかに統一・調整します。
※資産割を段階的に廃止します。
※木曽川町の医療保険分の税率については、段階的に引き上げ、20年度に統一します。



● 障害者福祉 (P16・17参照)

○障害者手当

合併後2年間は、各市町現行のとおりとします。

※重度障害者については合併後3年目以降見直します。

○福祉タクシー（リフト付タクシー含む）助成 年30回 初乗り料金以内

○補装具及び日常生活用具の給付

補装具の交付及び修理、日常生活用具の給付については、全額公費負担とします。

※高額の所得税課税世帯は除く。

○支援費事業

低所得者層に対して、市独自に利用者負担額を低く設定します。

※障害児のデイサービス

すべての階層で利用者負担額は無料

● 高齢者福祉 (P15参照)

○ねたきり老人等への見舞金の支給

【対象者】 要介護4または5の高齢者
【支給額】 月額 5,000円

○敬老金の支給 廃止します。

○在宅老人への介護用品の給付

【対象者】 要介護4または5の高齢者を在宅で介護している家族等
【給付内容】 年額60,000円を上限として、介護用品または医薬品券を給付

○配食サービス

【対象者】 おおむね65歳以上のひとり暮らしの方
【負担金】 1食250円
※ひとり暮らしの障害者に対する実施

○訪問理美容サービス

【対象者】 おおむね65歳以上の在宅でねたきりの高齢者
【交 付】 年6枚のサービス券
【負担金】 1,000円/回

児童福祉 (P17参照)

○学童保育

児童館	保育日時	月曜日～土曜日
	通常日	13:00～19:00
	学校休業日	7:30～19:00

児童 クラブ	保育日時	月曜日～土曜日
	通常日	13:00～18:00
	学校休業日	8:30～18:00

○遺児手当 (市町単独)

【対象者】 母子家庭の児童（18才まで）
【支給額】 2,000円/人（所得制限あり）

保健衛生 (P18参照)

	対象者	費用
胃がん検診	40歳以上の方	1,000円
子宮がん検診	30歳以上の方	500円
肺がん検診	40歳以上の方	無料
乳がん検診	30歳以上の方	無料
大腸がん検診	40歳以上の方	無料

病院

一宮市立市民病院
一宮市立市民病院今伊勢分院
一宮市立尾西市民病院
一宮市立木曽川市民病院



として運営していきます。

③ 住民サービス

住民生活関係

○交通関係 (P18参照)

○市内循環バス、公共施設巡回バス

当面は現行のとおり継続し、合併後一定期間内に調整します。

○交通災害見舞金

- ・掛金なし
- ・見舞金 死亡150,000円
傷害 30,000円



○防犯灯補助金

【新設】

蛍光灯 12,000円/灯
水銀灯 17,000円/灯 等

【維持費】

白熱灯・蛍光灯 1,080円/灯
水銀灯・蛍光灯 1,490円/灯

消防関係

○地域防災計画

災害時に支障のないよう合併後、新たに作成します。

○災害対策

耐震性貯水槽を小学校区単位で整備します。



○消防団の組織体制

当面は、現行の消防団はそのままとし、2市1町の消防団を1つにまとめた連合団を組織します。

なお、合併後望ましいあり方を検討していきます。

○広報及びコミュニティ

○広報誌の発行

合併後も引き続き実施し、情報提供に努めます。

○町内会の組織・謝礼・交付金等

当面は現行のとおりとし、合併後一定期間内に調整します。



○男女共同参画

○情報誌の発行等、今後もより一層の充実を図ります。

○環境対策 (P19参照)

○ごみ分別、収集回数、収集方法

合併後一定期間（3年程度）に調整します。



○ごみ出し袋

透明・半透明袋を利用し、ごみの分別等も含め新方式に調整します。

○粗大ごみの手数料 800円／個

○合併処理浄化槽設置補助金

5人槽	236,000円
6～7人槽	274,000円
8～10人槽	346,000円
11～20人槽	654,000円
21～30人槽	1,112,000円
31～50人槽	1,492,000円

③ 住民サービス

教育関係

● 市（町）立学校の通学区域

- 当面は現行のとおりとし、合併後、見直しを含め検討します。



● 学校教育 (P20参照)

○準要保護世帯への就学援助費

- ・給食費は全額公費負担とします。
- ・新入学児童生徒用品費等

小学校 19,900円／人
中学校 22,900円／人

※要保護世帯を除く

● 社会教育

○市民会館友の会

- 尾西市民会館友の会をベースに全市で実施します。

○文化・レクリエーション団体

- 合併後2年以内に統合します。



○生涯学習バスの貸出

- 全市で継続します。

○奨学金制度

合併後2年以内に調整します。

○私立高等学校等授業料助成

年額 10,000円（所得制限なし）

○日本スポーツ振興センター災害共済掛金

（小学校・中学校）

年額 420円／人

○英語指導助手（A.E.T.）

合併後一定期間内に調整します。

③ 住民サービス

商工観光関係

● 中小企業融資制度 (P21参照)

【対象者】中小企業者

- ・事業に必要な資金融資
- ・信用保証料の助成
- ・貸付利子の一部補助



● 観光イベント (P21参照)

○従来どおり実施します。

- ・おりもの感謝祭
一宮七夕まつり
- ・びさいまつり
一豊まつり
- ほか



4 その他

● 議会の議員の定数及び任期 (P22参照)

- 尾西市及び木曽川町の議会の議員は、一宮市の議会の議員の残任期間に限り、引き続き在任します。
- なお、議員報酬については、今後、協議していきます。



● 町名・字名

○「大字」を削除した名称に変更します。

ただし、木曽川町においては、葉栗郡木曽川町を一宮市木曽川町に置き換えます。

例)

合併前
一宮市大字大毛
尾西市起
木曽川町大字黒田



合併後
一宮市大毛
一宮市起
一宮市木曽川町黒田

5 今後協議する事項

- 新市の組織・窓口業務 (P22参照)
- 特別職（首長・助役・収入役等）の身分
- 職員の身分（給料等）の取扱い
- 少人数学級のあり方

地方税

協議項目	一宮市	尾西市	木曽川町	新市
市(町)民税	(個人) 均等割 2,500円/年 所得割 200万円以下 3% 200万円超700万円以下 8% 700万円超 10% (法人) 法人税割 12.3%	(個人) 均等割 2,500円/年 所得割 200万円以下 3% 200万円超700万円以下 8% 700万円超 10% (法人) 法人税割 12.3% 資本金の額等が1億円を超える法人、または法人税額が、400万円を超える法人には、14.7%の超過税率を適用	(個人) 均等割 2,000円/年 所得割 200万円以下 3% 200万円超700万円以下 8% 700万円超 10% (法人) 法人税割 12.3%	(個人) 均等割 2,500円/年 所得割 200万円以下 3% 200万円超700万円以下 8% 700万円超 10% (法人) 法人税割 12.3%
固定資産税	(固定資産税) 1.4%	(固定資産税) 1.4%	(固定資産税) 1.4%	(固定資産税) 1.4%
都市計画税	(都市計画税) 0.3%	(都市計画税) 0.3%	(都市計画税) 0.3%	ただし、木曽川町において、均等割についてには合併後5年間は2,000円／年の不均一課税
都市計画税の減額措置	新築住宅の3年間減額 ～都市計画税額の1/2 (居住用部分120m ² まで) ※3階以上の中高層住宅の場合は5年間	—	—	都市計画税の減額措置を実施
事業所税	—	—	—	平成22年度から課税
	《事業所税とは？》 <ul style="list-style-type: none"> ①道路、教育文化施設などの都市環境の整備に関する事業の費用に充てるための目的税 ②一定規模の事業者等に対して、事業所の床面積や従業員の給与によって、以下の基準で課税 (資産割) 1m²につき600円 事業所床面積が1,000m²を超えてる事業所等に課税 (従業者割) 従業者給与総額の0.25% 従業員数が100人を超えてる事業所等に課税 			
市街化区域内農地の課税 ※一宮市、尾西市は、現在三大都市圏の特定市のため、市街化区域内の農地については、評価・課税とも宅地並みの扱い	宅地並み評価・宅地並み課税 ※生産緑地は一般農地扱い	宅地並み評価・宅地並み課税 ※生産緑地は一般農地扱い	宅地並み評価・農地に準じた課税 (一般の市街化区域農地の扱い)	木曽川町においては、合併特例法の規定により、平成22年度までは農地に準じた課税 (生産緑地指定を受ければ、一般農地として課税)

保育料

保育料	一宮市	尾西市	木曽川町	新市※
例1 35歳（夫）自営業で所得税、市民税とも非課税、32歳（妻）非課税の専従者、子ども2人の4人世帯で、固定資産税も非課税の場合の保育料は [長女：小学1年生、長男：3歳児保育]	1, 400円	5, 000円	1, 100円	1, 400円
例2 35歳（夫）自営業で所得税非課税、市民税所得割課税5,000円、32歳（妻）非課税の専従者、子ども2人の4人世帯で、築3年の一般的な分譲住宅（固定資産税120,000円）を所有の場合の保育料は [長女：小学1年生、長男：3歳児保育]	8, 400円	19, 000円	9, 340円	8, 400円
例3 35歳（夫）会社勤めで年収380万円、32歳（妻）内職で月3万円、子ども2人の4人世帯で、土地を所有し、築25年の住宅に居住（固定資産税45,000円）する場合の保育料は [長女：小学1年生、長男：3歳児保育]	12, 000円	17, 000円	9, 580円	12, 000円
例4 35歳（夫）会社勤めで年収480万円、32歳（妻）パートで月5万円、子ども2人の4人世帯で、土地を所有し、築35年の住宅に居住（固定資産税18,000円）する場合の保育料は [長女：小学1年生、長男：3歳児保育]	19, 200円	21, 500円	14, 260円	19, 200円
例5 35歳（夫）会社勤めで年収600万円、32歳（妻）パートで月5万円、子ども2人の4人世帯で、築3年の一般的な分譲住宅（固定資産税120,000円）を所有の場合の保育料は [長女：小学1年生、長男：3歳児保育]	21, 800円	25, 000円	18, 340円	21, 800円
例6 35歳（夫）会社勤めで年収500万円、32歳（妻）会社勤めで年収300万円、子ども2人の4人世帯で、築3年の一般的な分譲住宅（固定資産税120,000円）を所有の場合の保育料は [長女：小学1年生、長男：3歳児保育]	22, 000円	25, 000円	19, 970円	22, 000円

※木曽川町については経過措置として、平成17年度から平成19年度にかけての3年間で段階的に調整し、平成20年度からこの保育料となります。

保育時間	一 宮 市	尾 西 市	木 曽 川 町	新 市
公立の保育所	<p>【公立23か所】 月～金8:00～18:00 土 8:00～13:00</p> <p>【公立12か所】 月～金7:30～19:00 土 7:30～17:00</p>	<p>【公立7か所】 月～金7:30～18:00 土 7:30～14:00</p> <p>【公立4か所】 月～金7:30～19:00 土 7:30～14:00</p>	<p>【公立5か所】 月～金8:00～17:15 土 8:00～13:00</p> <p>【公立3か所】 月～金7:30～18:30 土 7:30～13:00</p>	<p>公立の保育所については、市民サービスの観点から一宮市の制度に合わせる。</p> <p>【公立 通常保育】 月～金8:00～18:00 土 8:00～13:00</p> <p>【公立 延長保育】 月～金7:30～19:00 土 7:30～17:00</p>
私立の保育所	<p>【私立12か所】 月～金7:00～19:00 土 7:00～18:00</p> <p>※各園により若干の差異有</p>	<p>【私立1か所】 月～金7:30～18:00 土 7:30～14:00</p>	—	



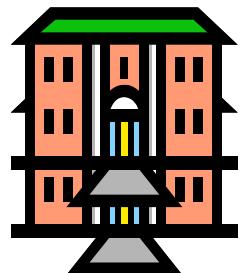
上・下水道料金

協議項目	一宮市	尾西市	木曽川町	新市
水道料金 一般家庭1か月の試算 (口径13mmの場合)	20m ³	1,833円	2,058円	1,840円
	25m ³	2,431円	2,688円	2,420円
	30m ³	3,513円	3,318円	3,000円
下水道使用料 一般家庭1か月の試算	20m ³	1,686円	2,310円	2,310円
	25m ³	2,216円	3,045円	2,990円
	30m ³	2,799円	3,780円	3,670円
水道加入金	○口径区分13mmの場合 78,750円	○口径13mmの場合 73,500円	○口径13mmの場合 63,000円	○口径区分13mmの場合 78,750円
	○加入金(権利)の取扱い ・権利は土地についている。 ・権利は土地についているため 移動不可	○加入金(権利)の取扱い ・権利は加入金を納めたものが 所有する。 ・権利の市内移動が可能	○加入金(権利)の取扱い ・権利は負担金を納めたものが 所有する。 ・権利の町内移動が可能	○加入金(権利)の取扱い 1年以内に調整する。
給水申込みに伴う工事負担金	○小口径工事負担金 840,000円を超えた額を徴収	○小口径工事負担金 400,000円を超えた額を徴収	○小口径工事負担金 原則、個人負担として徴収	○小口径工事負担金 840,000円を超えた額を徴収
下水道受益者負担金	単位金額(円/m ³) × 土地の面積 単位金額(円/m ³) = 190円 ※日光川上流流域関連第1次負担区 100m ³ の場合 19,000円 150m ³ 28,500円 200m ³ 38,000円	165m ³ 以下 8万円 165m ³ 超330m ³ 以下10万円 (平成19年3月31日まで) 165m ³ 以下 10万円 165m ³ 超330m ³ 以下12万円 (平成19年4月1日以降) 100m ³ の場合 100,000円 150m ³ 100,000円 200m ³ 120,000円 (平成19年4月1日以降)	単位金額(円/m ³) × 土地の面積 単位金額(円/m ³) = 400円 100m ³ の場合 40,000円 150m ³ 60,000円 200m ³ 80,000円 ※接続ますの設置工事費が公費負担	協議中 

※一宮市の水道料金及び下水道使用料は平成16年4月実施(予定)のものです。

公営住宅

協議項目	一宮市			尾西市			木曽川町			新市
公営住宅の使用料(現行)	法令に規定する方法により算出 市町村立地係数 0.85			法令に規定する方法により算出 市町村立地係数 0.75			法令に規定する方法により算出 市町村立地係数 0.80			平成17年度については現行のとおりとし、その後3年間で規定額の基準に統一する。
住宅名	利便性係数	家賃(円)	住宅名	利便性係数	家賃(円)	住宅名	利便性係数	家賃(円)		
花祇住宅	0.9615	28,000~46,400	東五城団地	0.9717	17,300~39,000	南新開住宅	0.7000	1,300~16,300		
松降住宅	0.9640	8,200~16,300	開明団地	0.9575	17,300~49,100	玉ノ井住宅	0.7000	1,600~12,600		
朝日住宅	0.9599	17,500~29,100	開信団地	0.9706	18,600~52,600	黒田住宅	0.7000	1,800~20,200		
尾閑住宅	0.9236	2,600~13,000	富田団地	0.9522	20,400~47,200	内割田住宅	0.7000	7,600~29,400		
河端住宅	0.9212	2,300~35,600	玉野団地	0.9491	18,200~48,100	青木住宅	0.7000	2,500~10,100		
今伊勢住宅	0.9482	20,900~34,700	江東団地	0.9101	4,600~11,600					
大山住宅	0.9276	8,000~15,900	竹橋団地	0.9220	5,200~12,400					
時之島住宅	0.9254	2,400~38,600	祐久南団地	0.9101	4,300~12,900					
春明住宅	0.9244	3,400~24,900	三ツ俣団地	0.9322	2,600~12,100					
刈安賀住宅	0.9579	25,600~50,000	東川原団地	0.9137	4,900~24,100					
島村住宅	0.9102	11,700~36,900	東加賀野井団地	0.9002	1,500~16,100					
天井住宅	0.9260	20,700~34,400	北今団地	0.9249	1,700~23,800					
宝江住宅	0.9142	15,600~26,200	祐久団地	0.9197	1,700~16,000					
萩原住宅	0.9261	4,100~15,800	西萩原団地	0.9193	1,800~16,600					
毛受住宅	0.9506	15,000~25,200								
大和東住宅	0.9346	17,200~28,900								
和光住宅	0.9545	26,100~45,300								



介護保険

協議項目	一宮市	尾西市	木曽川町	新市
保険料	年額 第1段階 17,300円 第2段階 25,900円 第3段階 34,600円 第4段階 43,200円 第5段階 51,900円	年額 第1段階 17,300円 第2段階 26,000円 第3段階 34,600円 第4段階 43,200円 第5段階 51,900円	年額 第1段階 17,800円 第2段階 26,700円 第3段階 35,600円 第4段階 44,500円 第5段階 53,400円	年額 第1段階 17,300円 第2段階 25,900円 第3段階 34,600円 第4段階 43,200円 第5段階 51,900円
納期	普通徴収の場合 7月から翌年2月までの毎月末日 (12月は27日) 8期	普通徴収の場合 5月から翌年3月までの奇数月末日 6期	普通徴収の場合 7月から翌年2月までの毎月末日 (12月は25日) 8期	普通徴収の場合 7月から翌年2月までの毎月末日 (12月は27日) 8期
保険料の減免	所得段階が第1段階・第2段階に該当し、本人の前年の合計所得金額が33万円以下の場合(生活保護受給者を除く)、介護保険料額の2割を減免する。	—	—	所得段階が第1段階・第2段階に該当し、本人の前年の合計所得金額が33万円以下の場合(生活保護受給者を除く)、介護保険料額の2割を減免する。(申請による)

国民健康保険

協議項目	一宮市	尾西市	木曽川町	新市	
医療保険分賦課方式 (平成15年度)	所得割 6.70% 資産割 38.0% 均等割 25,800円 平等割 27,000円 1人当たり保険税額 78,867円	所得割 7.00% 資産割 38.0% 均等割 25,800円 平等割 27,000円 1人当たり保険税額 81,636円	所得割 5.50% 資産割 35.0% 均等割 20,400円 平等割 23,400円 1人当たり保険税額 71,604円	一宮市の制度を基本に、税率等を新たに定める。 税率については、木曽川町を段階的に引き上げ平成20年度に統一する。 賦課方式は、資産割を廃止し、所得割・均等割・平等割の3方式。ただし、平成17年度に資産割を概ね1/2にし、平成18年度に廃止する。	
介護保険分賦課方式 (平成15年度)	所得割 0.80% 資産割 4.50% 均等割 5,400円 平等割 3,500円 1人当たり保険税額 14,770円	所得割 0.78% 資産割 4.50% 均等割 5,000円 平等割 3,500円 1人当たり保険税額 13,894円	所得割 0.80% 資産割 5.00% 均等割 4,800円 平等割 3,600円 1人当たり保険税額 15,296円	所得割…前年の所得にかかる保険税 資産割…当該年度の固定資産税額にかかる保険税 均等割…1人当たりの保険税 平等割…世帯ごとにかかる保険税	
法定軽減と主な独自減免 	法定軽減…6割軽減・4割軽減 独自減免…国の減額制度に加えて、市で均等割と平等割の2割を減免	法定軽減…一宮市に同じ 独自減免…上乗せ制度なし (参考) 法定軽減の所得基準(世帯の合計所得) 7(6)割軽減…(33万円)以下 5(4)割軽減…(33万円+24.5万円×世帯主を除く被保険者数)以下 2割軽減…(33万円+35万円×被保険者数)以下	法定軽減…一宮市に同じ 独自減免…上乗せ制度なし	法定軽減率を引き上げ(7割・5割・2割) 独自減免の1割上乗せを実施	
国民健康保険税税額の想定 (医療分のみ) <small>(注) 平成15年度ベースでの税額。この税額になるとは限りません。</small>					
本人、妻 所得 33万円以下 固定資産税額 0円	H15	H17	H18	H19	H20
一宮市	15,700	16,400	16,400	16,400	16,400
尾西市	31,400	16,400	16,400	16,400	16,400
木曽川町	25,600	16,400	16,400	16,400	16,400
本人、妻 所得 33万円以下 固定資産税額 80,000円	H15	H17	H18	H19	H20
一宮市	46,100	28,400	16,400	16,400	16,400
尾西市	61,800	28,400	16,400	16,400	16,400
木曽川町	53,600	30,400	16,400	16,400	16,400
本人、妻、子供2人 所得 33万円以下 固定資産税額 0円	H15	H17	H18	H19	H20
一宮市	26,000	27,200	27,200	27,200	27,200
尾西市	52,000	27,200	27,200	27,200	27,200
木曽川町	42,000	27,200	27,200	27,200	27,200
本人、妻、子供2人 所得 33万円以下 固定資産税額 80,000円	H15	H17	H18	H19	H20
一宮市	56,400	39,200	27,200	27,200	27,200
尾西市	82,400	39,200	27,200	27,200	27,200
木曽川町	70,000	41,200	27,200	27,200	27,200

(前項からの続き)		国民健康保険税税額の想定 (医療分のみ)		注) 平成15年度ベースでの税額。この税額になるとは限りません。		
本人、妻 所得 150万円 固定資産税額 0円	H15	H17	H18	H19	H20	
	一宮市	133,400	146,300	156,800	156,800	156,800
	尾西市	160,500	146,300	156,800	156,800	156,800
	木曽川町	128,500	126,400	145,100	151,000	156,800
本人、妻 所得 150万円 固定資産税額 80,000円	H15	H17	H18	H19	H20	
	一宮市	187,300	158,300	156,800	156,800	156,800
	尾西市	190,900	158,300	156,800	156,800	156,800
	木曽川町	156,500	140,400	145,100	151,000	156,800
本人、妻、子供2人 所得 200万円 固定資産税額 0円	H15	H17	H18	H19	H20	
	一宮市	203,000	222,100	237,100	237,100	237,100
	尾西市	247,100	222,100	237,100	237,100	237,100
	木曽川町	196,800	193,700	220,400	228,800	237,100
本人、妻、子供2人 所得 200万円 固定資産税額 80,000円	H15	H17	H18	H19	H20	
	一宮市	272,400	234,100	237,100	237,100	237,100
	尾西市	277,500	234,100	237,100	237,100	237,100
	木曽川町	224,800	207,700	220,400	228,800	237,100
本人、妻、子供2人 所得 300万円 固定資産税額 80,000円	H15	H17	H18	H19	H20	
	一宮市	339,400	350,900	362,900	362,900	362,900
	尾西市	347,500	350,900	362,900	362,900	362,900
	木曽川町	279,800	307,500	336,200	349,600	362,900
本人、妻、子供2人 所得 300万円 固定資産税額 150,000円	H15	H17	H18	H19	H20	
	一宮市	366,000	361,400	362,900	362,900	362,900
	尾西市	374,100	361,400	362,900	362,900	362,900
	木曽川町	304,300	319,700	336,200	349,600	362,900
本人、妻、子供2人 所得 600万円 固定資産税額 150,000円	H15	H17	H18	H19	H20	
	一宮市	510,000	530,000	530,000	530,000	530,000
	尾西市	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000
	木曽川町	469,300	496,700	530,000	530,000	530,000

14

乳幼児医療

協議項目	一宮市	尾西市	木曽川町	新市
乳幼児医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・満5歳の誕生日の属する月の末日までの者の通院医療費 ・満6歳の誕生日の属する月の末日までの者の入院医療費 <p>【平成16年4月から】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6歳に達する日以後の最初の3月31日まで(就学前まで)入・通院医療費 	<ul style="list-style-type: none"> ・満4歳の誕生日の属する月の末日までの者の通院医療費 ・満6歳の誕生日の属する月の末日までの者の入院医療費 <p>【平成16年1月から】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6歳未満児の入・通院医療費 	<ul style="list-style-type: none"> ・満4歳の誕生日の属する月の末日までの者の通院医療費 ・小学校就学前3月までの入院医療費 <p>【平成16年4月から】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出生の日より6歳に達する日以降最初の3月31日までの者の入・通院医療費 	<p>6歳に達する日以後の最初の3月31日まで(就学前まで)入・通院医療費を助成</p> 



高齢者福祉

協議項目	一宮市	尾西市	木曽川町	新市
ねたきり老人等への見舞金の支給	介護保険で要介護4または5と認定された重度の介護が必要な高齢者に対し、見舞金を支給 [支給金額]月額5,000円 [支払方法]8・12・4月に指定の口座に振込	—	介護保険で要介護4または5と認定された重度の介護が必要な高齢者に対し、見舞金を支給（介護保険施設入所者を除く） [支給金額]月額5,000円 [支払方法]5・9・1月に指定の口座に振込	介護保険で要介護4または5と認定された重度の介護が必要な高齢者に対し、見舞金を支給 [支給金額]月額5,000円 [支払方法]8・12・4月に指定の口座に振込
敬老金の支給	—	[対象者・金額] 満80、85歳 5,000円 満90歳 10,000円 満95歳 20,000円 民生委員を通じて支給	[対象者・金額] 満80～84歳 2,000円 満85歳以上 3,000円 民生委員を通じて支給	事業を廃止する。
高齢者慰問	数え100歳以上の高齢者 [祝品]商品券（25,000円相当）	数え100歳以上の高齢者 [祝品]記念品（5,000円相当） 祝菓子（1,500円相当） 満100歳到達者 [祝品]金メダル（70,000円相当）	満95歳以上の高齢者 [祝品]タオルケット（4,200円）	数え100歳以上の高齢者 [祝品]商品券（25,000円相当）
15 在宅老人への介護用品の給付	[対象者] 介護保険で要介護4又は5と認定された重度の要介護の方を在宅で介護している家族等（市民税非課税世帯） [給付方法] ①介護用品を直接受託業者が配送・回収 ②薬局で介護用品が購入できる医薬品券を交付 ※年75,000円を限度として給付	[対象者] 介護保険で要介護4又は5と認定された重度の要介護の方を在宅で介護している家族等 [給付方法] 介護用品を直接受託業者が配送・回収 ※年40,000円を限度として2回に分けて給付		[対象者] 介護保険で要介護4又は5と認定された重度の要介護の方を在宅で介護している家族等（市民税非課税世帯） [給付方法] ①介護用品を直接受託業者が配送・回収 ②薬局で介護用品が購入できる医薬品券を交付 ※年60,000円を限度として給付
配食サービス	[内容] 昼食を週6回配達（月曜日から土曜日まで） [対象者] おおむね65歳以上のひとり暮らしの方（病弱な高齢者世帯を含む） [個人負担金] 1食につき200円 [委託金額] 1食につき650円	[内容] 昼食を週5回配達（月曜日から金曜日まで） [対象者] 67歳以上のひとり暮らしで、所得税非課税の方 [個人負担金] 1食につき250円 [委託金額] 1食につき500円	[内容] 昼食を週7回配達 [対象者] 1. 70歳以上の老人のみで構成される世帯の方（昼間独居含む） 2. 要支援以上の40歳～69歳までのひとり暮らしの方 [個人負担金] 1食につき200円 [委託金額] 1食につき650円	[内容] 昼食を週7回配達 [対象者] おおむね65歳以上のひとり暮らしの方（病弱な高齢者世帯を含む） [個人負担金] 1食につき250円 [委託金額] 1食につき650円
訪問理美容サービス	[内容] 在宅でねたきりの方に訪問理美容を行う。 [対象者] おおむね65歳以上の在宅でねたきりの高齢者 [交付枚数] 年6枚	—	[内容] 在宅で要介護の方に訪問理美容を行う。 [対象者] おおむね65歳以上で要介護1～5の在宅で外出困難の高齢者 [交付枚数] 年4枚 ※利用者負担1,000円/回必要	[内容] 在宅でねたきりの方に訪問理美容を行う。 [対象者] おおむね65歳以上の在宅でねたきりの高齢者 [交付枚数] 年6枚 ※利用者負担1,000円/回必要

障害者福祉

協議項目		一宮市	尾西市	木曽川町	新市
障害者手当(月額)	身体障害	身体1・2級 2,000円 国手当受給者は1,000円	2,000円	7,000円	合併後2年間は、現在の各市町の給付水準を維持する。なお、合併後3年目以降は尾西市の制度を基本にしつつ、重度障害者については類似団体の給付水準を踏まえ調整する。
	身体3級	1,500円	2,000円	2,200円	
	身体4級	1,500円	1,500円	1,000円	
	身体5・6級	0円	0円	1,000円	
	知的障害	療育A 2,000円 国手当受給者は1,000円	2,000円	7,000円	
	療育B	1,500円	2,000円	2,200円	
	療育C	IQ65以下の場合1,500円	0円	1,000円	
精神障害	精神1級	2,000円 国手当受給者は1,000円	2,000円	0円	16
	精神2級	1,500円	1,500円	0円	
被爆	被爆者	1,000円	0円	1,000円	
福祉タクシー(リフト付タクシー含む)助成		<p>1. 内容 ①福祉タクシー料金助成 (年30回 初乗り料金以内) ②リフト付タクシー料金助成 (年30回 1回あたり2,400円、 高齢者は2,700円) ただし、医療機関へ長期間・定期的に通院する必要がある方で、生活保護世帯、市民税非課税世帯、市民税均等割世帯の方は年60回重複受給不可</p> <p>2. 対象者 ①身体障害者手帳(1~3級) 療育手帳(A判定・B判定) 戦傷病者手帳(特~5項症) 被爆者健康手帳 精神障害者保健福祉手帳 (1・2級) 90歳以上の高齢者 ②身体障害者手帳(1~3級) 療育手帳(A判定・B判定) 90歳以上の高齢者</p>	<p>1. 内容 ①福祉タクシー料金助成 (年24回中型基本料金以内) ②リフト付福祉タクシー料金助成 (年24回初乗り料金の4分の3以内) ただし、福祉タクシーよりリフト付福祉タクシーは、重複受給不可</p> <p>2. 対象者 ①身体障害者手帳(1~3級) 療育手帳(A判定) 被爆者健康手帳 ②介護保険法の要介護(3~5) 身体障害者手帳 (下肢・体幹機能障害1~3級) ※尾西市社会福祉協議会に委託して実施</p>	<p>1. 内容 一般タクシー及びリフト付タクシー料金の助成 年48回身体障害者手帳及び療育手帳所持者は初乗り料金の9割を助成 被爆者健康手帳所持者は初乗り料金を助成</p> <p>2. 対象者 身体障害者手帳(1・2級及び 下肢・体幹機能障害3級) 療育手帳(A・B判定) 被爆者健康手帳</p>	<p>1. 内容 一般タクシー及びリフト付タクシー料金の助成 年30回初乗り料金以内の助成 ただし、医療機関へ長期間・定期的に通院する必要がある方で、生活保護世帯、市民税非課税世帯、市民税均等割世帯の方は年60回</p> <p>2. 対象者 身体障害者手帳(1~3級) 療育手帳(A判定・B判定) 戦傷病者手帳(特~5項症) 被爆者健康手帳 精神障害者保健福祉手帳(1・2級) 90歳以上の高齢者</p>



17

協議項目	一宮市	尾西市	木曽川町	新市																																																							
身体障害者等補装具・日常生活用具自己負担額支給	<p>【内容】 補装具の交付及び修理または日常生活用具の給付による本人及び扶養義務者負担額を支給 【対象者】 「更生医療の給付又は補装具の交付若しくは修理を受ける者の負担すべき額の認定方法実施要領」によって定められた徴収基準額が発生した者（高額の所得税課税世帯は除く） 【補助率】 徴収基準額全額</p>	—	<p>【内容】 補装具の交付若しくは修理または日常生活用具の給付に伴う費用の負担金を扶助 【対象者】 身体障害者福祉法第38条第1項において、補装具の給付等における費用の支払いを命じられた者</p>	<p>【内容】 補装具の交付及び修理または日常生活用具の給付による本人及び扶養義務者負担額を支給 【対象者】 「更生医療の給付又は補装具の交付若しくは修理を受ける者の負担すべき額の認定方法実施要領」によって定められた徴収基準額が発生した者（高額の所得税課税世帯は除く） 【補助率】 徴収基準額全額</p>																																																							
支援費事業利用者負担額 (2市1町ともに国の制度に準じて行っている。一宮市及び尾西市においては、右記の様に低所得者層等に対して独自の基準により負担額を低く設定)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>サービス内容</th> <th>階層区分</th> <th>税額区分(年額)</th> <th>一宮市</th> <th>尾西市</th> <th>木曽川町</th> <th>新市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ホームヘルパー30分当たり</td> <td>C1、C2</td> <td>前年分の所得税非課税（生活保護及び市町村民税非課税を除く）</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>100円、200円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>D1～D4</td> <td>前年分の所得税額280,000円以下</td> <td>0円</td> <td>150円～300円</td> <td>150円～300円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">デイサービス1日当たり</td> <td>C1、C2</td> <td>前年分の所得税非課税（生活保護及び市町村民税非課税を除く）</td> <td>0円</td> <td>※ 0円</td> <td>100円、200円</td> <td>※ 0円</td> </tr> <tr> <td>D1～D4</td> <td>前年分の所得税額280,000円以下</td> <td>0円</td> <td>※ 300円～700円</td> <td>300円～700円</td> <td>※ 0円</td> </tr> <tr> <td>ショートステイ1日当たり</td> <td>C1、C2</td> <td>前年分の所得税非課税（生活保護及び市町村民税非課税を除く）</td> <td>100円、200円</td> <td>0円</td> <td>100円、200円</td> <td>100円、200円</td> </tr> <tr> <td>施設入所（扶養義務者分）</td> <td>C1～D14</td> <td>生活保護及び市町村民税非課税以外</td> <td>1,100円より</td> <td>2,200円より</td> <td>2,200円より</td> <td>1,100円より</td> </tr> <tr> <td>施設通所（扶養義務者分）</td> <td>C1～D14</td> <td>生活保護及び市町村民税非課税以外</td> <td>600円より</td> <td>1,100円より</td> <td>1,100円より</td> <td>600円より</td> </tr> </tbody> </table>	サービス内容	階層区分	税額区分(年額)	一宮市	尾西市	木曽川町	新市	ホームヘルパー30分当たり	C1、C2	前年分の所得税非課税（生活保護及び市町村民税非課税を除く）	0円	0円	100円、200円	0円	D1～D4	前年分の所得税額280,000円以下	0円	150円～300円	150円～300円	0円	デイサービス1日当たり	C1、C2	前年分の所得税非課税（生活保護及び市町村民税非課税を除く）	0円	※ 0円	100円、200円	※ 0円	D1～D4	前年分の所得税額280,000円以下	0円	※ 300円～700円	300円～700円	※ 0円	ショートステイ1日当たり	C1、C2	前年分の所得税非課税（生活保護及び市町村民税非課税を除く）	100円、200円	0円	100円、200円	100円、200円	施設入所（扶養義務者分）	C1～D14	生活保護及び市町村民税非課税以外	1,100円より	2,200円より	2,200円より	1,100円より	施設通所（扶養義務者分）	C1～D14	生活保護及び市町村民税非課税以外	600円より	1,100円より	1,100円より	600円より	※障害児デイサービスはすべての階層で0円			
サービス内容	階層区分	税額区分(年額)	一宮市	尾西市	木曽川町	新市																																																					
ホームヘルパー30分当たり	C1、C2	前年分の所得税非課税（生活保護及び市町村民税非課税を除く）	0円	0円	100円、200円	0円																																																					
	D1～D4	前年分の所得税額280,000円以下	0円	150円～300円	150円～300円	0円																																																					
デイサービス1日当たり	C1、C2	前年分の所得税非課税（生活保護及び市町村民税非課税を除く）	0円	※ 0円	100円、200円	※ 0円																																																					
	D1～D4	前年分の所得税額280,000円以下	0円	※ 300円～700円	300円～700円	※ 0円																																																					
ショートステイ1日当たり	C1、C2	前年分の所得税非課税（生活保護及び市町村民税非課税を除く）	100円、200円	0円	100円、200円	100円、200円																																																					
施設入所（扶養義務者分）	C1～D14	生活保護及び市町村民税非課税以外	1,100円より	2,200円より	2,200円より	1,100円より																																																					
施設通所（扶養義務者分）	C1～D14	生活保護及び市町村民税非課税以外	600円より	1,100円より	1,100円より	600円より																																																					

児童福祉

協議項目	一宮市	尾西市	木曽川町	新市
学童保育	<p>16児童館 【実施日】 月曜日～土曜日 【通常日】 13:00～19:00 【学校休業日】 8:15～19:00</p> <p>16児童クラブ 【実施日】 月曜日～土曜日 【通常日】 13:00～18:00 【学校休業日】 8:30～18:00</p>	<p>5児童館 【実施日】 月曜日～金曜日 【通常日】 13:30～18:00 【学校休業日】 9:00～18:00</p> <p>1児童クラブ 【実施日】 月曜日～金曜日 【通常日】 13:30～18:00 【学校休業日】 9:00～18:00</p>	<p>3児童館 【実施日】 月曜日～金曜日 【通常日】 13:00～18:30 【学校休業日】 7:30～18:30</p>	<p>児童館 【実施日】 月曜日～土曜日 【通常日】 13:00～19:00 【学校休業日】 7:30～19:00</p> <p>児童クラブ 【実施日】 月曜日～土曜日 【通常日】 13:00～18:00 【学校休業日】 8:30～18:00</p>
遺児手当（市町単独） 	<p>【受給資格】 ・離婚・死別などにより、母子家庭（これに準ずる家庭）において児童を扶養している方 ・児童が18歳に到達した年度末まで 【手当額】 ・所得制限限度額未満 児童1人 1,500円 ・所得制限限度額以上 児童1人 1,000円</p>	<p>【受給資格】 ・離婚・死別などにより、母子家庭（これに準ずる家庭）において児童を扶養している方 ・児童が18歳に到達した年度末まで 【手当額】 ・所得制限限度額未満 児童1人 2,000円</p>	<p>【受給資格】 ・父母が離婚したり障害の状態等にある児童を監護している父母又は養育をしている方 ・児童が15歳に到達した年度末まで 【手当額】 ・所得制限限度額未満 児童1人 2,000円</p>	<p>【受給資格】 ・離婚・死別などにより、母子家庭（これに準ずる家庭）において児童を扶養している方 ・児童が18歳に到達した年度末まで 【手当額】 ・所得制限限度額未満 児童1人 2,000円</p>

保健衛生

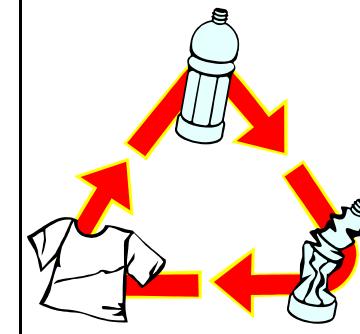
協議項目		一宮市	尾西市	木曽川町	新市
各種がん検診	胃がん検診	対象者：40歳以上の者 場所：市内の協力医療機関 費用：1,000円	対象者：40歳以上の者 場所：保健センター、南部公民館 費用：930円	対象者：40歳以上の者 場所：町内の協力医療機関 費用：2,100円 ※（集団）520円も有	対象者：40歳以上の者 場所：市内の協力医療機関 費用：1,000円
	子宮がん検診	対象者：30歳以上の者 場所：一宮市、尾西市、木曽川町の協力医療機関 費用：500円	対象者：30歳以上の者 場所：一宮市、尾西市、木曽川町の協力医療機関 費用：1,250円	対象者：30歳以上の者 場所：一宮市、尾西市、木曽川町の協力医療機関 費用：520円 ※（集団）420円も有	対象者：30歳以上の者 場所：市内の協力医療機関 費用：500円
	肺がん検診	対象者：40歳以上の者 場所：市内の協力医療機関 費用：無料	対象者：40歳以上の者 場所：市内の地区公民館等 費用：無料、420円（喀痰）	対象者：40歳以上の者 場所：保健センター始め4会場 費用：無料	対象者：40歳以上の者 場所：市内の協力医療機関 費用：無料
	乳がん検診	対象者：30歳以上の者 【視触診】場所：市内の協力医療機関 費用：無料 【FMR】場所：保健センター-始め16会場 費用：無料	対象者：30歳以上の者 【視触診及び超音波】 場所：保健センター 費用：630円	対象者：30歳以上の者 【視触診】場所：町内の協力医療機関 費用：無料 【DMR】場所：保健センター 費用：無料	対象者：30歳以上の者 【視触診】場所：市内の協力医療機関 費用：無料 【FMR】場所：保健センター等 費用：無料
	大腸がん検診	対象者：40歳以上の者 場所：市内の協力医療機関 費用：無料	対象者：40歳以上の者 場所：保健センター、南部公民館 費用：400円	対象者：40歳以上の者 場所：町内の協力医療機関 費用：無料	対象者：40歳以上の者 場所：市内の協力医療機関 費用：無料

18

交通関係

協議項目		一宮市	尾西市	木曽川町	新市
循環バス、 公共施設巡回バス	①コース 公共施設を結ぶ循環コースを左 右両回りの2コース運行 ②運行日 毎日(年末年始を除く) ③運行時間 8:30～18:20 ④運賃 一人1乗車 100円	①コース 東・西・南コースの3コース ②運行日 月～金(休日、年末年始は運休) ③運行時間 8:00～17:18 ④運賃 無料			合併後、一定期間内に調整
交通災害見舞金	1. 掛金 なし 2. 見舞金 死亡 150,000円 傷害 30,000円	1. 掛金 なし 2. 見舞金 死亡 150,000円 傷害 30,000円	1. 掛金 500円(一般) 70歳以上・中学生以下250円 2. 見舞金 1級死亡 1,500,000円 2級後遺障害 800,000円 3級～11級 250,000～10,000円 ※尾張市町交通災害共済組合制度	1. 掛金 なし 2. 見舞金 死亡 150,000円 傷害 30,000円	
防犯灯補助金	<新設>～定額補助 蛍光灯1か所 12,000円 水銀灯1か所 17,000円 等 <維持費>～定額補助 白熱灯・蛍光灯 1,080円 水銀灯・蛍光灯 1,490円	<新設>～補助率1/2 白熱灯・蛍光灯 1か所 22,000円を限度 水銀灯 1か所 30,000円を限度 <補修>～補助率1/4 1か所 10,000円を限度	・設置費の60%を補助 (18,000円を限度)	<新設>～定額補助 蛍光灯1か所 12,000円 水銀灯1か所 17,000円 等 <維持費>～定額補助 白熱灯・蛍光灯 1,080円 水銀灯・蛍光灯 1,490円	

協議項目

協議項目	一宮市	尾西市	木曽川町	新市
ごみ処理	<p>1. ごみ分別 5種18分別 ・燃やせるごみ ・燃やせないごみ ・粗大ごみ ・資源ごみ（紙類（5分別）、布類、鉄類（2分別）、ガラスビン類（4分別）、ペットボトル、白色トレイ） ・有害ごみ（乾電池、蛍光灯、その他）</p> <p>2. ごみ出し袋 透明または白色半透明</p> <p>3. 収集回数 ・可燃ごみ 週2回 ・不燃ごみ 週1回 ・粗大ごみ 申し込み ・資源ごみ 月1回 ・有害ごみ 月1回</p> <p>4. 粗大ごみ 800円／個</p> <p>5. ごみ受入（ごみ処分手数料） ・一般廃棄物 可燃ごみ：20kgにつき160円 不燃ごみ：20kgにつき80円 ・産業廃棄物 可燃ごみ：20kgにつき200円 不燃ごみ：20kgにつき100円 計量の都度80kgを控除</p> 	<p>1. ごみ分別 5種13分別 ・燃えるごみ ・燃えないごみ ・粗大ごみ ・資源ごみ（紙類（4分別）、古衣服類、空き缶類、空きビン類、ペットボトル） ・有害ごみ（乾電池、体温計）</p> <p>2. ごみ出し袋 市指定袋（3種類） 20L、30L、45L 指定ごみ袋を各世帯へ無料配布</p> <p>3. 収集回数 ・可燃ごみ 週2回 ・不燃ごみ 月2回 ・粗大ごみ 申し込み ・資源ごみ 月2回 ・有害ごみ 年6回</p> <p>4. 粗大ごみ 1,050円／個</p> <p>5. ごみ受入（ごみ処分手数料） ・一般廃棄物 可燃ごみ：10kgにつき100円 不燃ごみ：10kgにつき100円 ・産業廃棄物 可燃ごみ：10kgにつき100円</p>	<p>1. ごみ分別 5種23分別 ・燃やせるごみ ・埋立ごみ ・粗大ごみ ・資源ごみ（紙類（5分別）、布類、鉄類（5分別）、ガラスビン類（3分別）、ペットボトル、発泡スチロール製トレイ（3分別）、プラスチック製容器包装） ・有害ごみ（乾電池、蛍光灯、使い捨てライター）</p> <p>2. ごみ出し袋 透明または白色半透明</p> <p>3. 収集回数 ・可燃ごみ 週2回 ・埋立・プラスごみ 月2回 ・粗大ごみ 申し込み ・資源・有害ごみ 月1回 ・発泡トレイ 週1回</p> <p>4. 粗大ごみ 800円／個</p> <p>5. ごみ受入（ごみ処分手数料） ・一般廃棄物 可燃ごみ：20kgにつき160円 計量の都度80kgを控除</p>	<p>（ごみ分別・収集回数） 当面の間現行のとおりとし、新市において一定の猶予期間を置き調整（3年後の統一を目指す）</p> <p>（ごみ出し袋） 当面の間透明または白色半透明。ごみの分別等も含め新方式に調整</p> <p>（粗大ごみ） 収集手数料は、800円／個</p> <p>（ごみ受入） ごみを持ち込む際に徴収する、処分手数料は10kgにつき100円</p> 
火葬料金	<p>(10歳以上) 市民 1,000円 木曽川町民 8,000円 市外 20,000円 ※10歳未満の者は半額</p> <p>(汚物・動物) 市民 600円 木曽川町民 1,000円 市外 2,500円</p>	<p>市民 無料 市外 40,000円（12歳以上） 市外 20,000円（12歳以下）</p> <p>(汚物・動物) 市民のみ 950円</p>	—	<p>(10歳以上) 市民 1,000円 市外 40,000円 ※10歳未満の者は半額</p> <p>(汚物・動物) 市民 600円 市外 2,500円</p>

学校教育

協議項目	一宮市	尾西市	木曽川町	新市
準要保護世帯への就学援助費 (学校給食費の援助費) ※準要保護世帯 経済的な理由によって、お子さんを小中学校へ通学させるのに困難な世帯 (生活保護を受けているかまたは要保護世帯)	保護者負担 2/5 ※公費負担 3/5	保護者負担 0円 ※全額公費負担	保護者負担 0円 ※全額公費負担	全額公費負担
奨学金制度	一宮市奨学資金 ①支給要件 ・一宮市立中学校を卒業し、高等学校に在学する方 ・学力優秀で経済的な理由により、就学が困難な方 ②支給額 年額60,000円	1 尾西市オーシマ奨学資金 ①支給要件 ・尾西市立中学校を卒業し、高等学校に在学する方 ・学力優秀で経済的な理由により、就学が困難な方 ②支給額 年額100,000円 2 木全育英資金 ①支給要件 大学に在学し、学力優秀で経済的理由により就学が困難な方 ②支給額 年額200,000円	—	合併後、2年以内に調整
私立高等学校等授業料助成 	1. 助成要件 ①10月1日現在、国内の次のいずれかに在学していること ・私立高等学校(通信制課程除く) ・私立専修学校(高等課程に限る) ・愛知朝鮮中高級学校(高級部に限る) ②現に授業料を負担している方が10月1日現在一宮市に住所を有していること 2. 助成金額 生徒1人当たり 年額8,000円 (所得制限なし)	1. 助成要件 ①10月1日現在、国内の次のいずれかに在学していること ・私立高等学校(通信制課程除く) ・私立専修学校(高等課程に限る) ②現に授業料を負担している方が10月1日現在尾西市に住所を有していること 2. 助成金額 ①生活保護世帯または当該年度の市県民税が均等割のみの世帯 生徒1人当たり年額12,000円 ②当該年度の総所得金額が500万円以下の世帯 生徒1人当たり 年額6,000円	1. 助成要件 ①10月1日現在、国内の次のいずれかに在学していること ・私立高等学校(通信制課程除く) ・私立専修学校(高等課程に限る) ・愛知朝鮮中高級学校(高級部に限る) ②現に授業料を負担している方が10月1日現在木曽川町に住所を有していること 2. 助成金額 生徒1人当たり 年額10,000円 (所得制限なし)	1. 助成要件 ①10月1日現在、国内の次のいずれかに在学していること ・私立高等学校(通信制課程除く) ・私立専修学校(高等課程に限る) ・愛知朝鮮中高級学校(高級部に限る) ②現に授業料を負担している方が10月1日現在2市1町に住所を有していること 2. 助成金額 生徒1人当たり 年額10,000円 (所得制限なし)
日本スポーツ振興センター 災害共済掛金 (体育の振興と児童生徒の健康の保持増進を図るために、学校で発生した災害に対し、治療費等の給付を行うもの)	児童生徒の掛金 875円 (年額) うち保護者負担分 420円 ※要保護・準要保護 0円	児童生徒の掛金 875円 (年額) うち保護者負担分 0円 ※要保護・準要保護 0円	児童生徒の掛金 875円 (年額) うち保護者負担分 0円 ※要保護・準要保護 0円	児童生徒の掛金 875円 (年額) うち保護者負担分 420円 ※要保護・準要保護 0円

商工業関係

協議項目	一宮市	尾西市	木曽川町	新市
中小企業融資制度	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業振興資金 (通常資金、特別小口資金) ・一宮市小口事業資金 ・一宮市開業資金 	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業振興資金 (通常資金、特別小口資金) 	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業振興資金 (通常資金、特別小口資金) 	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業振興資金 (通常資金、特別小口資金) ・一宮市小口事業資金 ・一宮市開業資金
信用保証料助成	 <ul style="list-style-type: none"> ・商工業振興資金 (通常資金、特別小口資金) ・一宮市小口事業資金 ・経済環境適応資金 (関連倒産防止資金、経営安定資金、開業支援資金・新事業創出促進資金) 	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業振興資金 (通常資金、特別小口資金) 	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業振興資金 (通常資金、特別小口資金) 	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業振興資金 (通常資金、特別小口資金) ・一宮市小口事業資金 ・経済環境適応資金 (関連倒産防止資金、経営安定資金、開業支援資金・新事業創出促進資金)
貸付利子補助	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業振興資金 ・一宮市小口事業資金 ・国民生活金融公庫普通貸付 ・小企業等経営改善資金 ・経済環境適応資金 (関連倒産防止資金、経営安定資金、開業支援資金・新事業創出促進資金) ・一宮市開業資金 	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業振興資金 ・小企業等経営改善資金 	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業振興資金 ・小企業等経営改善資金 	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業振興資金 ・一宮市小口事業資金 ・国民生活金融公庫普通貸付 ・小企業等経営改善資金 ・経済環境適応資金 (関連倒産防止資金、経営安定資金、開業支援資金・新事業創出促進資金) ・一宮市開業資金

観光イベント

協議項目	一宮市	尾西市	木曽川町	新市
主な観光イベント	<ul style="list-style-type: none"> ・おりもの感謝祭一宮七夕まつり 平成15年7月24日～27日 ・一宮市民花火大会 平成15年8月23日 	<ul style="list-style-type: none"> ・あじさいまつり 平成15年6月7日～8日 ・尾西市・羽島市・市民花火大会 平成15年8月14日 ・びさいまつり 平成15年10月25日～26日 ・イトイミネーション in Bisai 平成15年12月10日～24日 	<ul style="list-style-type: none"> ・一豊まつり 平成15年8月3日 	各市町の観光イベントは当面の間現行のとおり 

議会の議員の定数及び任期

協議項目	一宮市	尾西市	木曽川町	新市
議会の議員の定数及び任期	議員数 36人 任期 H.15.5.1～H.19.4.30	議員数 22人 任期 H.16.1.1～H.19.12.31	議員数 20人 任期 H.15.5.1～H.19.4.30	一宮市の議会議員の残任期間に限り、尾西市、木曽川町の議員42人は、引き続き新市の議会の議員として在任(在任特例)
議員の報酬(月額)	533,000円	445,000円	270,000円	特例期間中の報酬については、次のいずれかの方法で現在協議中 ①現行の報酬を維持する。 ②一宮市の報酬に合わせる。

窓口業務

協議項目	一宮市	尾西市	木曽川町	新市
出張所等における窓口業務	各出張所(10か所)において各種業務を実施 	南部公民館・老人憩の家 戸籍・住民票・印鑑証明等の発行	—	今後、窓口業務のあり方について協議

新市建設の基本方針

将来像の体系

「安心」「元気」「協働」の3つの基本理念のもと、新市のまちづくりの進むべき方向として「将来像」を掲げるとともに、この「将来像」実現のために、先導的プロジェクトを中心に様々な事業を実施します。

安心

暮らし、産業活動など幅広い分野にわたり、安心して諸活動が展開できる地域づくりを目指します。

将来像

**木曽の清流に映え、
心ふれあう
躍動都市 一宮**

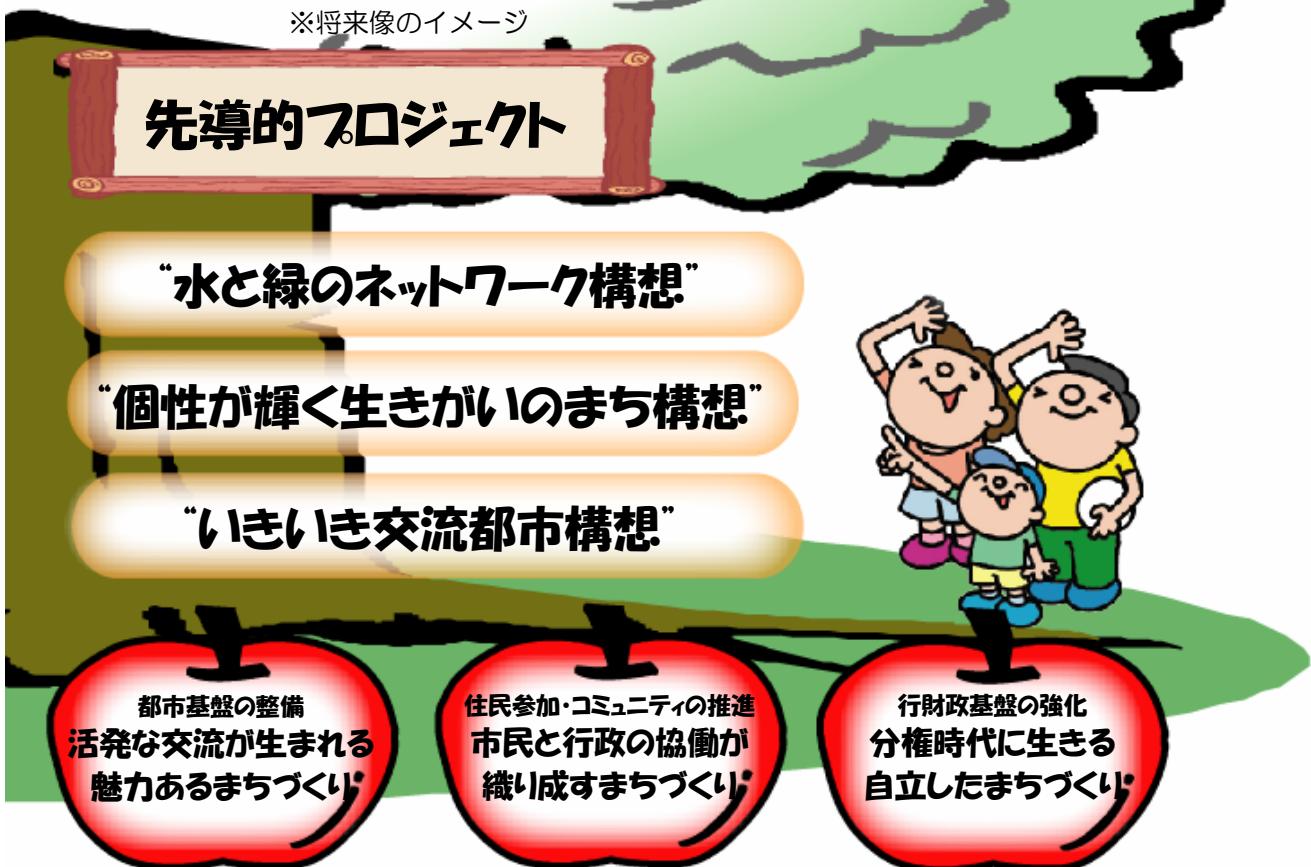
7つの礎 主要事業

保健・医療と福祉の充実
健やかでいきいきと
暮らせるまちづくり

生活環境の整備
自然と共生する
快適なまちづくり

産業の振興
たくましい産業が
躍動するまちづくり

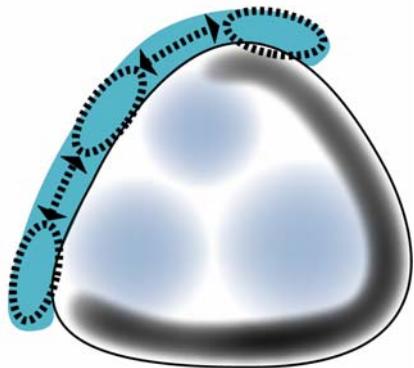
教育・文化の振興
個性を育む教育・文化
のまちづくり



新市の施策

先導的プロジェクト

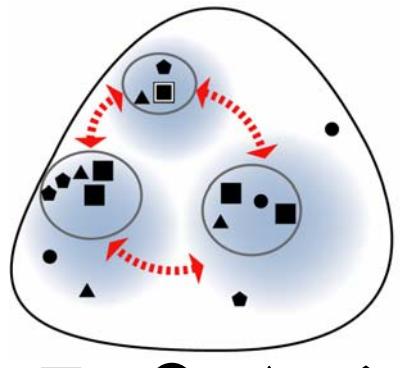
“水と緑のネットワーク構想”



木曽の清流に育まれた豊かな自然環境を最大限に生かし、どこに住んでいても、水環境や緑などの自然や自然を生かしたレクリエーション空間などが身近に感じられる、うるおいある環境整備や、環境にやさしい都市システムづくりに重点的に取り組みます。

- ◇木曽川河川敷公園整備（及び遊歩道整備の検討）
(尾西地区)
- ◇緑道整備
- ◇総合体育館建設（一宮地区）
- ◇余熱利用施設建設（一宮地区）
- ◇環境対策事業（環境基本計画の推進、下水道整備、廃棄物対策）

“個性が輝く生きがいのまち構想”

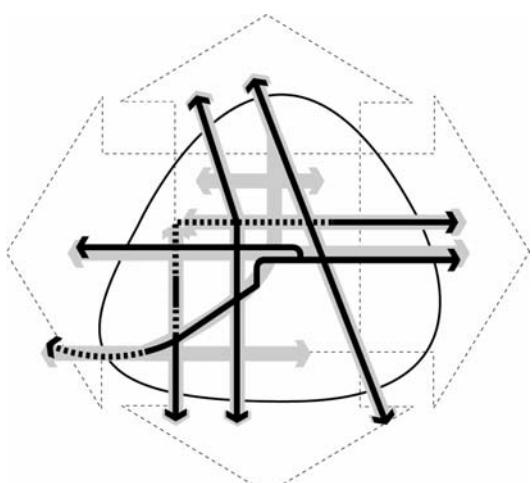


■ 市民会館等 ● 文化広場 ▲ 図書館 ▲ 博物館等

個々人の価値観が多様化していく中で、地域の伝統や文化を活かしながら、様々な生きがい活動、自己実現活動が展開できる地域づくりに重点的に取り組みます。

- ◇福祉・医療施策の充実
- ◇文化会館建設（木曽川地区）
- ◇市民文化会館自主事業の充実
- ◇親水的スポーツ・レクリエーション施設建設（木曽川地区）
- ◇地区公民館の充実
- ◇生涯学習機会の充実

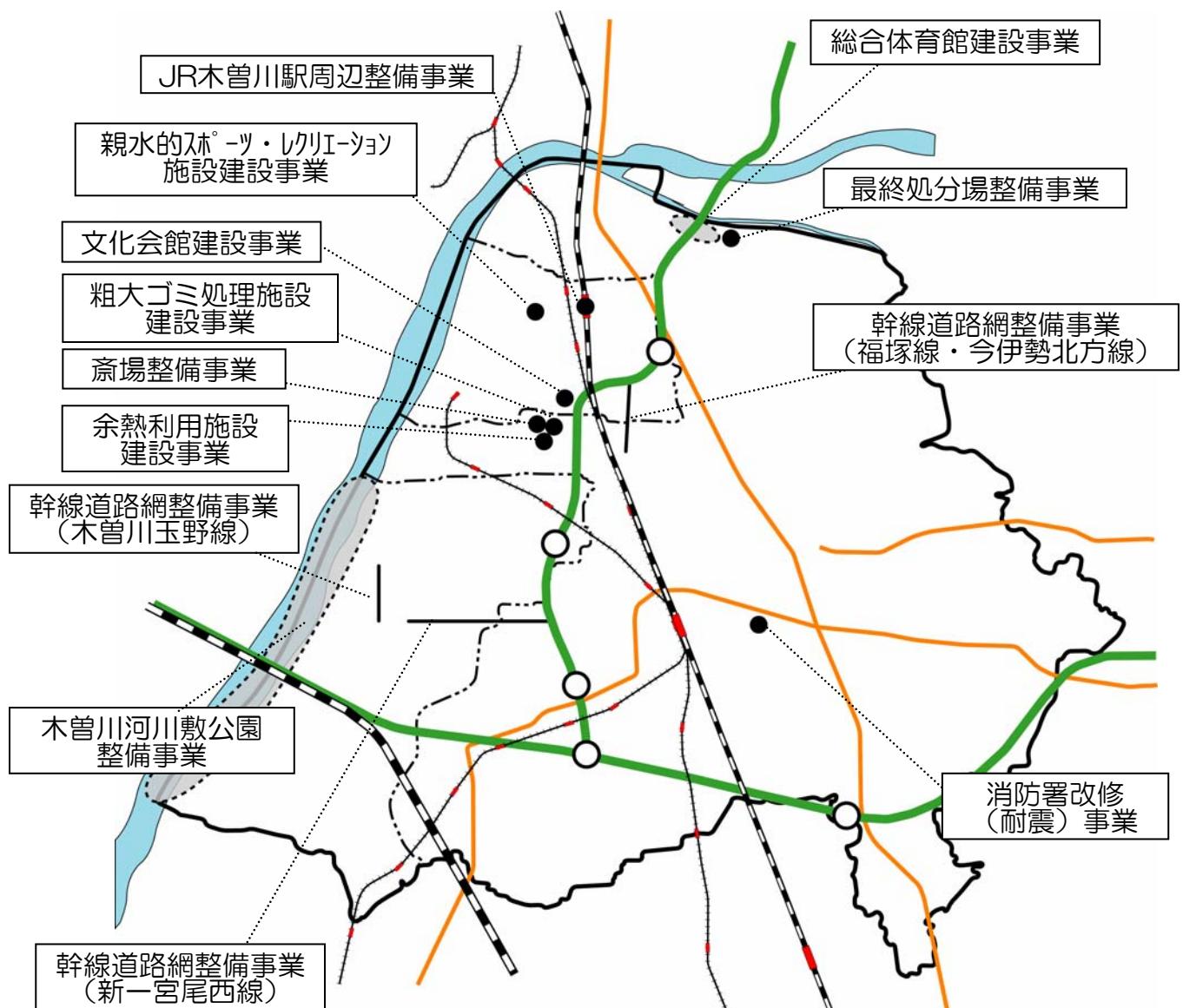
“いきいき交流都市構想”



合併を機に、新市内の結びつきを一層強めるとともに、広域交通の利便性を活かし、広域的な拠点性を一層高め、地域内外の交流を一層促進するため、東西軸・南北軸の幹線道路網整備と広域拠点性の向上に重点的に取り組みます。

- ◇一宮駅周辺開発
(尾張一宮駅ビルのリニューアル検討含む)
- ◇インターチェンジ周辺開発
- ◇JR木曽川駅周辺整備
- ◇幹線道路網整備

○ 主要事業位置図



その他主要事業

- ◇防災関係機関連携（防災無線）強化事業
- ◇河川等水位監視システム整備事業
- ◇学校施設改修（耐震）事業
- ◇市営住宅建設事業
- ◇合併市町村振興基金

7つの基礎 主要事業

1 保健・医療と福祉の充実 健やかでいきいきと暮らせるまちづくり

少子高齢化がますます進行する中、人々が健康増進を図り、生涯を通じて、安心していきいきと暮らせるまちづくりを実現します。

施策の方向性

- ①保健予防の充実
- ②健康づくりの推進
- ③医療体制の充実
- ④地域福祉の向上
- ⑤高齢者福祉の向上
- ⑥障害者（児）福祉の向上
- ⑦母（父）子福祉の向上
- ⑧勤労者福祉の向上
- ⑨児童の健全育成



主要施策

- 市民病院整備事業
- 介護サービス充実事業
- 乳幼児医療給付事業
- 保健所運営事業
- 予防接種管理支援及び乳幼児健康管理システム事業
- 健康日本21地方計画策定事業
- 健康診査事業
- 生きがいと健康づくり推進事業
- 育児ボランティア育成事業
- など

2 生活環境の整備 自然と共生する快適なまちづくり

新市の北西を取り囲む木曽川がもたらす豊かな恵みを大切にしながら、快適で潤いに満ち安全なまちづくりを実現します。

施策の方向性

- ①消防・防災体制の充実
- ②交通安全の確保
- ③防犯体制の充実
- ④住宅等の整備
- ⑤公園緑地の整備
- ⑥ごみ処理体制の充実
- ⑦し尿処理体制の充実
- ⑧上水道の整備
- ⑨下水道の整備



主要施策

- 木曽川河川敷公園の整備事業（及び遊歩道整備の検討）
(尾西地区)
- 緑道整備事業
- 公園緑地整備事業
- 環境基本計画の推進
- 最終処分場整備事業
- 粗大ゴミ処理施設建設事業
- 余熱利用施設建設（一宮地区）
- 斎場整備事業
- 防災関係機関連携（防災無線）強化事業
- 河川等水位監視システム整備事業
- 消防署改修（耐震）事業
- 市営住宅建設事業
- など

3 産業の振興 たくましい産業が躍動するまちづくり

この地で蓄積された技術力等を最大限に活かしつつ、繊維産業をはじめとした既存産業の高度化を行うとともに新規産業の創出やブランド力の強化を図り活力に満ちたまちづくりを実現します。

施策の方向性

- ①工業の振興
- ②商業の振興
- ③農水産業の振興
- ④観光・交流の振興
- ⑤消費生活の向上



主要施策

- 工業基盤整備
- 企業の立地の促進に関する奨励事業
- 新規産業の創出
- 地場産業のブランド力強化
- ジャパン・テキスタイル・コンテストの開催
- 地場産業の高度化推進支援事業
- 環境循環型農業の推進
- 農業経営基盤の強化
- 商店街振興事業
- 一宮七夕まつり・びさいまつり・一豊まつりの開催
- など

4 教育・文化の振興 個性を育む教育・文化のまちづくり

未来を担う個性豊かな子どもたちを育てることができるまちづくり、そして市民一人ひとりが自由に学び、楽しむことができる生涯学習・生涯スポーツなど自己実現の機会豊かなまちづくりを実現します。

施策の方向性

- ①学校教育の充実
- ②生涯学習の推進
- ③地域文化の振興
- ④スポーツ活動の振興



主要施策

- 少人数学級・少人数指導の推進
- 文化会館建設事業（木曽川地区）
- 総合体育館建設事業（一宮地区）
- 学校施設改修（耐震）事業
- 地区公民館施設整備
- 学校週5日制学校外活動推進事業
- 親水的スポーツ・レクリエーション施設建設事業（木曽川地区）
- 市民文化会館自主事業の充実
- 生涯学習機会の充実 など

5 都市基盤の整備 活発な交流が生まれる魅力あるまちづくり

広域交通の結節点というポテンシャルを活かしつつ、尾張地域の中核都市にふさわしい、広く人・モノ・情報が集まり、交流するまちづくりを実現します。

施策の方向性

- ①総合的な土地利用の推進
- ②交通体系の整備
- ③市街地の整備
- ④河川及び周辺の整備



主要施策

- JR木曽川駅周辺整備
- 一宮駅周辺開発
(尾張一宮駅ビルリニューアル検討含む)
- 幹線道路網整備事業
- 中心市街地の整備
- インターチェンジ周辺開発
- 循環（巡回）バス運行事業
- 総合治水計画策定事業
- 雨水貯留施設等整備事業 など

6 住民・コミュニティの推進 市民と行政の協働が織り成すまちづくり

市民と行政とのパートナーシップや、NPOなどの住民組織の活躍による市民参画など、市民と行政が共に力を合わせたまちづくりを実現します。

施策の方向性

- ①住民参画の促進
- ②NPO団体等との協働
- ③国際交流の推進
- ④男女共同参画の推進



主要施策

- NPO等活動支援事業
- 男女共同参画推進事業
- 国際交流協会補助事業
- アダプトプログラム推進事業
- 新たな住民参加・協働の仕組みの検討 など

7 行政基盤の強化 分権時代に生きる自立したまちづくり

合併を機に強力に行財政改革を推進しつつ、地方分権の時代に対応した行政財政基盤の確保、足腰の強化を図り、健全で自立したまちづくりを実現します。

施策の方向性

- ①行政運営の効率化
- ②財政運営の効率化



主要施策

- 行政情報システム整備事業
- 行政評価事業
- OPFI手法導入
- 新庁舎整備の検討 など

財政推計

この推計は、現段階での協議結果及び事務局案に基づき推計しております。
建設設計画事業、事務事業の調整結果など合併協定項目の協議結果によって変動します。

平成17年度～26年度の財政推計

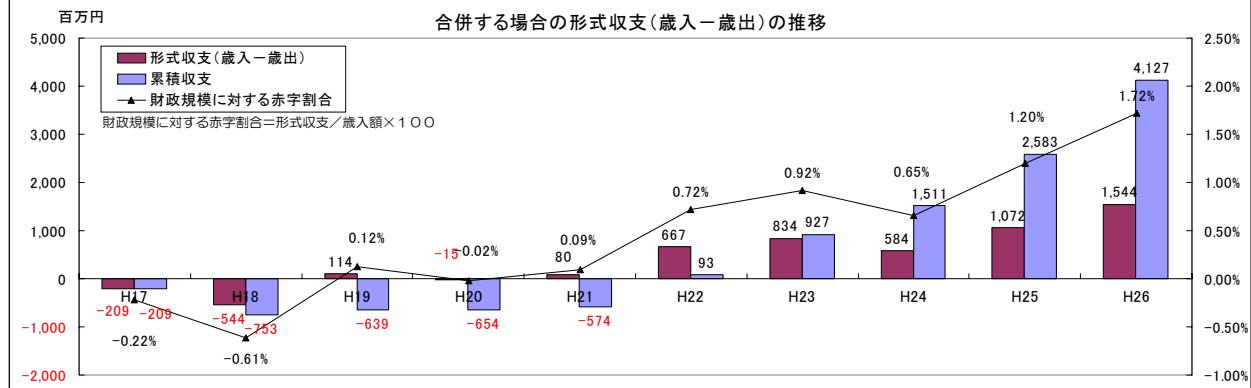
合併した場合（新市）

単位：百万円

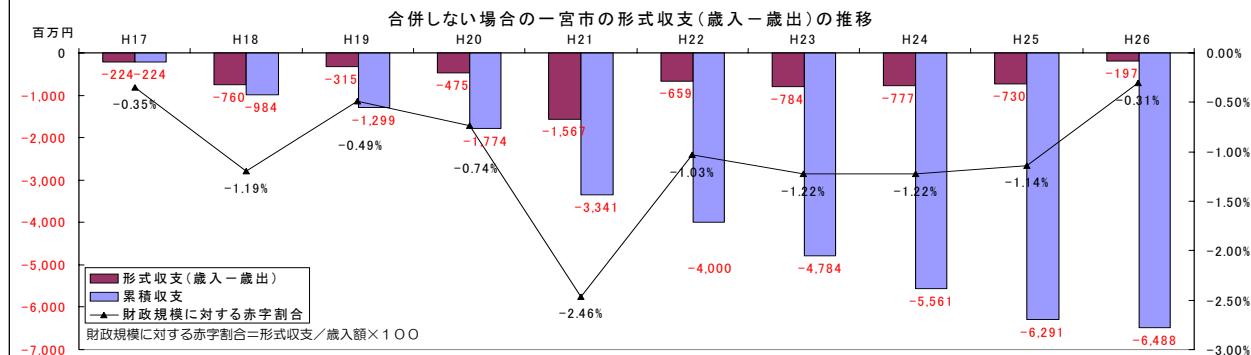
歳入	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	計
地方税	41,927	41,194	41,645	42,125	41,402	43,484	43,832	43,013	43,415	43,813	425,850
地方交付税	9,908	9,399	8,982	8,492	10,803	9,230	9,424	9,602	9,687	9,842	95,369
国・県支出金	10,636	11,106	11,673	11,570	9,717	9,987	9,644	9,507	9,507	9,507	102,854
市債	15,580	11,961	15,421	14,519	12,110	14,105	12,436	12,125	11,476	11,333	131,066
その他収入	15,402	15,408	15,740	15,962	15,418	15,418	15,418	15,418	15,418	15,418	155,020
歳入計	93,453	89,068	93,461	92,668	89,450	92,224	90,754	89,665	89,503	89,913	910,159

歳出	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	計
人件費	18,410	18,545	18,472	17,929	18,008	17,329	18,028	17,358	17,425	16,771	178,275
物件費	15,037	14,779	14,923	14,972	15,207	15,132	15,204	15,278	15,351	15,425	151,308
扶助費	12,082	12,180	12,250	12,351	12,453	12,600	12,619	12,639	12,664	12,694	124,532
補助費等	10,751	10,865	10,986	11,104	11,235	11,312	11,395	11,474	11,552	11,624	112,298
普通建設事業費	15,036	14,505	17,530	16,435	11,906	14,600	12,328	11,813	11,032	10,882	136,067
公債費	8,382	8,546	8,725	9,057	9,838	9,855	9,611	9,778	9,660	10,220	93,672
その他経費	13,964	10,192	10,461	10,835	10,723	10,729	10,735	10,741	10,747	10,753	109,880
歳出計	93,662	89,612	93,347	92,683	89,370	91,557	89,920	89,081	88,431	88,369	906,032

歳入一歳出	△ 209	△ 544	114	△ 15	80	667	834	584	1,072	1,544	4,127
-------	-------	-------	-----	------	----	-----	-----	-----	-------	-------	-------



歳入一歳出	△ 224	△ 760	△ 315	△ 475	△ 1,567	△ 659	△ 784	△ 777	△ 730	△ 197	△ 6,488
-------	-------	-------	-------	-------	---------	-------	-------	-------	-------	-------	---------



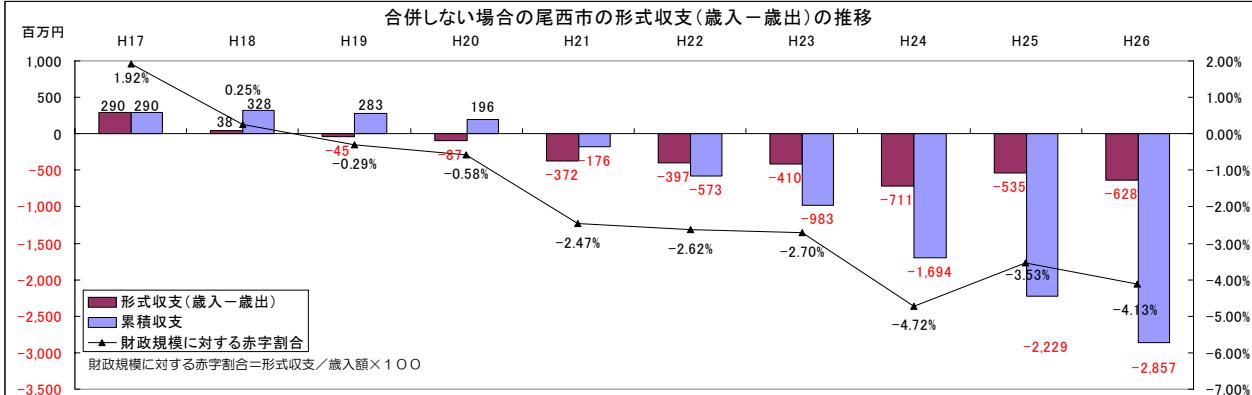
合併しない場合（尾西市）

単位:百万円

歳入	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	計
地方税	6,603	6,467	6,531	6,599	6,462	6,528	6,598	6,463	6,533	6,605	65,389
地方交付税	2,379	2,284	2,193	2,105	2,021	2,021	2,021	2,021	2,021	2,021	21,087
国・県支出金	1,553	1,581	1,799	1,612	1,749	1,749	1,749	1,749	1,749	1,749	17,039
市債	1,974	2,024	2,262	2,100	2,262	2,262	2,262	2,262	2,262	2,262	21,932
その他収入	2,576	2,576	2,576	2,576	2,576	2,576	2,576	2,576	2,576	2,576	25,760
歳入計	15,085	14,932	15,361	14,992	15,070	15,136	15,206	15,071	15,141	15,213	151,207

歳出	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	計
人件費	3,181	3,306	3,255	3,300	3,258	3,258	3,255	3,318	3,240	3,329	32,700
物件費	2,529	2,554	2,580	2,606	2,632	2,645	2,658	2,671	2,684	2,697	26,256
扶助費	1,726	1,740	1,754	1,768	1,783	1,794	1,796	1,798	1,801	1,804	17,764
補助費等	837	845	853	862	871	875	879	883	887	891	8,683
普通建設事業費	2,487	2,440	2,810	2,294	2,495	2,495	2,495	2,495	2,495	2,495	25,001
公債費	1,604	1,502	1,533	1,580	1,630	1,692	1,758	1,841	1,792	1,847	16,779
その他経費	2,431	2,507	2,621	2,669	2,773	2,774	2,775	2,776	2,777	2,778	26,881
歳出計	14,795	14,894	15,406	15,079	15,442	15,533	15,616	15,782	15,676	15,841	154,064

歳入一歳出	290	38	△ 45	△ 87	△ 372	△ 397	△ 410	△ 711	△ 535	△ 628	△ 2,857
-------	-----	----	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	---------



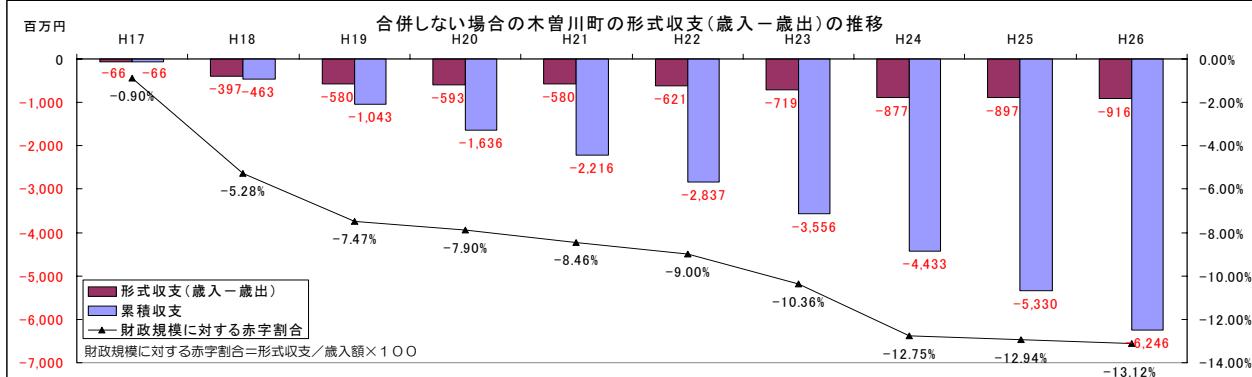
合併しない場合（木曽川町）

単位:百万円

歳入	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	計
地方税	3,462	3,383	3,408	3,451	3,389	3,432	3,476	3,414	3,463	3,514	34,392
地方交付税	970	931	894	858	823	823	823	823	823	823	8,591
国・県支出金	827	871	1,006	840	622	622	622	622	622	622	7,276
町債	956	1,196	1,315	1,210	879	879	879	879	879	879	9,951
その他収入	1,143	1,143	1,143	1,143	1,143	1,143	1,143	1,143	1,143	1,143	11,430
歳入計	7,358	7,524	7,766	7,502	6,856	6,899	6,943	6,881	6,930	6,981	71,640

歳出	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	計
人件費	1,596	1,596	1,596	1,596	1,596	1,596	1,596	1,596	1,596	1,596	15,960
物件費	2,055	2,076	2,097	2,118	2,139	2,150	2,161	2,172	2,183	2,194	21,345
扶助費	601	604	607	609	613	628	628	628	628	628	6,174
補助費等	847	855	864	873	882	886	890	894	898	902	8,791
普通建設事業費	1,124	1,453	1,713	1,371	674	674	674	674	674	674	9,705
公債費	167	298	348	379	418	472	599	680	734	789	4,884
その他経費	1,034	1,039	1,121	1,149	1,114	1,114	1,114	1,114	1,114	1,114	11,027
歳出計	7,424	7,921	8,346	8,095	7,436	7,520	7,662	7,758	7,827	7,897	77,886

歳入一歳出	△ 66	△ 397	△ 580	△ 593	△ 580	△ 621	△ 719	△ 877	△ 897	△ 916	△ 6,246
-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	---------



● 合併した場合の10年間（平成17年度～26年度）での効果と影響

○ 合併した場合と合併しなかった場合の歳入・歳出の比較

単位:百万円

		合併した場合 新市全体①	合併しない場合 2市1町計②	合併効果・影響 ①-②
歳 入	地方税	425,850	418,310	7,540
	地方交付税	95,369	79,379	15,990
	国・県支出金	102,854	100,903	1,951
	市債	131,066	109,269	21,797
	その他収入	155,020	154,990	30
	計	910,159	862,851	47,308
歳 出	人件費	178,275	189,738	△ 11,463
	物件費	151,308	147,617	3,691
	扶助費	124,532	120,609	3,923
	補助費等	112,298	107,929	4,369
	普通建設事業費	136,067	111,908	24,159
	公債費	93,672	87,641	6,031
	その他経費	109,880	113,000	△ 3,120
	計	906,032	878,442	27,590
	歳入-歳出	4,127 (約 41億円)	△ 15,591 (約 △ 156億円)	19,718 (約 197億円)

○ 合理化による歳出減

単位:百万円

人件費	△ 11,463
特別職、議会議員等の減員と、一般職職員の削減(333人) (別途中核市移行にともない平成21年度から保健所職員など70人増員)	
物件費	△ 1,795
合併にともなう合理化による節減効果	
計 約 △ 133億円	

○ 合併の特例等による歳入増

単位:百万円

地方税(事業所税等)	7,540
平成22年度から事業所税を課税することによる歳入増等	
地方交付税	2,390
普通交付税(合併直後の臨時の経費に対する財政措置(合併補正))	
合併後における行政の一体化(基本構想等の策定・改定、ネットワークの整備等)に要する経費等に対する措置	
特別交付税(合併市町村に対する財政措置)	945
合併を機に行われる新しいまちづくり、合併関係市町村間の公共料金格差調整、公債費負担格差の是正や土地開発公社の経営健全化等についての需要に対応するために包括的に措置	
市町村合併補助金(国)	660
合理化、効率化に資する事業に対し、1関係市町村あたり3ヵ年で6千万円～3億円の合算額を補助	
合併特例交付金(県)	600
合併市町村の一体的なまちづくりのための事業等に対する交付金	
計 約 121億円	

○ 参考

◇ 地方交付税の特例(合併算定替)

合併すると、本来、スケールメリットにより経費の節約が可能となることから、合併前に比べて普通交付税が減少しますが、特例で10年間は合併前の市町単位で算定されます。

◇ 中核市移行による歳入・歳出の増(平成21年度からと仮定)

中核市になることにより、保健所の設置運営や福祉関連事業の経費が増加し、それに見合った地方交付税等の歳入も増加します。

◇ 合併にともなう経費増

単位:百万円

合併関連事業	25,309
合併後のまちづくりのための合併関連事業	
合併市町村振興基金	4,000
合併後の市町村の振興のための基金造成	

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局

〒491-8501 一宮市本町2-5-6

一宮市役所西分庁舎2階

TEL : 0586-73-1031 FAX : 0586-73-1031

URL : <http://www.ibk-gappei.jp/>

E-mail : info@ibk-gappei.jp